

平成 28 年度茨城県計画に関する
事後評価

令和 8 年 1 月
茨城県

3. 事業の実施状況

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 5-19 (介護分)】 介護予防総合支援事業 (地域包括支援センター機能強化推進事業)	【総事業費】 458 千円
事業の対象となる区域	県内全高齢者福祉圏	
事業の実施主体	茨城県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者が地域において、安心して生活できる地域包括ケアの実現を図る。</p> <p>アウトカム指標： 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度】 地域包括支援センター数 59 か所 → 176 か所 【いばらき高齢者プラン 21 計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度】 地域包括支援センター数 160 か所 → 170 か所</p>	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施し、高齢者の自立支援・介護予防の推進等地域包括ケアシステムの実現に向けた資質向上を図る ・地域包括支援センター職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ①初任者向け研修 (1 回) ②現任者向け研修 (1 回) 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修受講者数 250 人	
アウトプット指標 (達成値)	研修受講者数 130 人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 令和 7 年 4 月 1 日時点 地域包括支援センター数 159 か所 →観察できなかった。</p> <p>(計画時より減少したのは地域住民に身近なところで相談を受け付けて地域包括センターに繋ぐための相談窓口であるランチ数であり、全ての役割を担う地域包括支援センター数は増加し、機能の強化が図られている。)</p> <p>(1) 事業の有効性 介護予防や在宅医療、権利擁護等地域包括支援センターの担う事業の基本的な内容に加え、地域包括支援センターにおける複合的な課題を抱える世帯への対応の増加等の現状に応じた内</p>	

	<p>容（障害福祉制度）についても含めることで、地域包括支援センター職員の資質向上を図った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域包括支援センターにおける介護予防に係る取組については、市町村職員やリハビリテーション専門職との協働が重要であるため、介護予防に係る研修会及び意見交換会については、同事業とは別途実施することで事業の効率化を図った。</p>
その他	